平成２２年（フ）第１５６６号
神戸市垂水区つつじが丘５丁目13番地の14
債務者　草苅　省三
1　決定年月日時　平成22年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　白子　雅人
4　破産債権の届出期間　平成23年１月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月22日午前10時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６９９号
新潟市西蒲区巻乙250番地１　コーポ石田106号室
債務者　加藤　秀平
1　決定年月日時　平成22年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　　崇
4　破産債権の届出期間　平成23年１月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月18日午前10時20分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年２月９日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第６３２号
大分市高松東３丁目６番６号　高松ハイツ304
債務者　村山　洋子
1　決定年月日時　平成22年12月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石井　久子
4　破産債権の届出期間　平成23年２月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月16日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年３月２日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第１３５号
秋田県湯沢市字岩ノ沢山１番地９
債務者　藤田　雅彦
1　決定年月日時　平成22年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月３日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２２年（フ）第４３４号
岡山県倉敷市東富井970番地26
債務者　藤井　美加
1　決定年月日時　平成22年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第４７８号
岡山県倉敷市中庄1120番地１　プレジール城の内ⅡＡ203
債務者　落合　貫太
1　決定年月日時　平成22年12月14日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第５７８号
函館市神山町257番地９
債務者　大谷　隆之
1　決定年月日時　平成22年12月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第１３７６号
千葉市中央区椿森３丁目11番13号　コーポサンライズ206号
債務者　羽賀　彰雄
1　決定年月日時　平成22年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第４６号
千葉県香取市八日市場1013番地１
債務者　阿蒜　文子
1　決定年月日時　平成22年12月14日午後４時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
千葉地方裁判所佐原支部

平成２２年（フ）第７８号
京都府南丹市園部町小山東町向河原11番地
府営住宅向河原団地１棟201号
債務者　名古あゆち（旧姓井上）
1　決定年月日時　平成22年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２２年（フ）第３２５号
愛知県豊橋市上野町字新上野26番地の８
債務者　工藤鉄筋こと　工藤　良和
1　決定年月日時　平成22年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月31日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第３２８号
愛知県豊橋市草間町字寺東29番地、従前の住所愛知県豊橋市芦原町字芦原84番地の６
債務者　高橋　　保
1　決定年月日時　平成22年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月31日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第２８５２号
横浜市神奈川区神之木台11番37号
債務者　望月裕美子
1　決定年月日時　平成22年12月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３２２３号
横浜市港北区大曽根１丁目28番２号　長尾ハイツ202
債務者　加瀬　貴男
1　決定年月日時　平成22年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月８日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部